

# 個別的労使紛争のあっせん

～ 労働者個人と使用者の間のトラブルを調整します～

北海道労働委員会では、平成13年10月1日から道内各支庁等に設置しております中小企業労働相談所等と連携して、労働条件その他労働問題に関する個々の労働者と使用者との間の紛争（個人的労使紛争）の「あっせん」を行っています。

あなたのプライバシーは守ります。どうぞお気軽にご利用ください。

あっせん制度の詳細は北海道労働委員会の欄を参照してください。

（労働委員会は下記アドレス）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd.sms>